

個別労働紛争解決制度の施行状況について

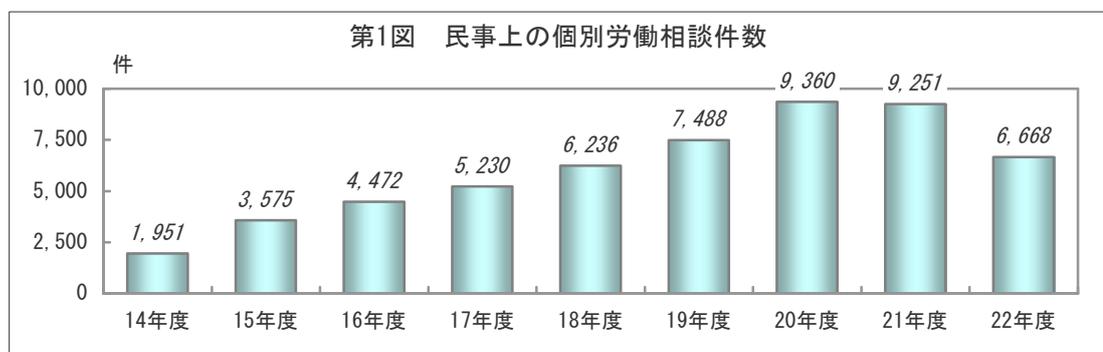
広島労働局(局長 勝田智明)は、平成22年度の個別労働紛争解決制度の施行状況を取りまとめた。

① 民事上の個別労働紛争相談件数	6,668件 (△27.9%)
② 助言・指導実施件数	179件 (△8.7%)
③ あっせん申請受理件数	122件 (△18.1%)
	※()は、平成21年度実績との比較

1 民事上の個別労働紛争に係る相談受付状況

(1) 相談件数

労働関係法令上の違反を伴わない民事上の個別労働紛争相談件数は6,668件で、前年度と比べ2,583件(△27.9%)減少した。(第1図)



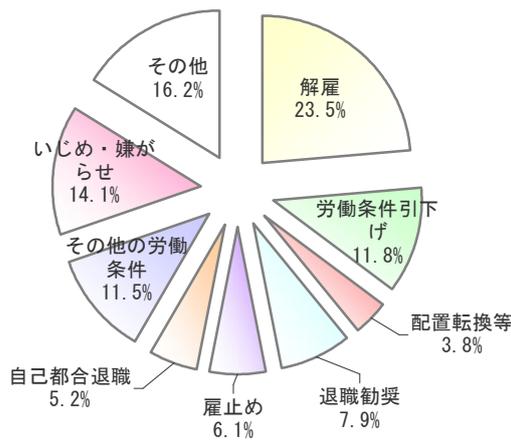
(2) 相談内容の内訳

民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、解雇に関するものが1,659件(23.5%)で最も多く、いじめ・嫌がらせに関するものが996件(14.1%)、労働条件引き下げに関するものが835件(11.8%)、その他の労働条件815件(11.5%)と続いている。(第2図、第1表)

前年度比で減少幅の大きい(300件以上)のは、解雇に関する相談783件減(△32.1%)、その他の労働条件に関する相談505件減(△38.3%)、労働条件の引下げに関する相談469件減(△36.0%)、いじめ・嫌がらせに関する相談343件減(△25.6%)であった。

一方、増加幅が比較的大きいのは、雇止めに関する相談80件増(22.7%)であった。

第2図 民事上の個別労働紛争相談の内訳



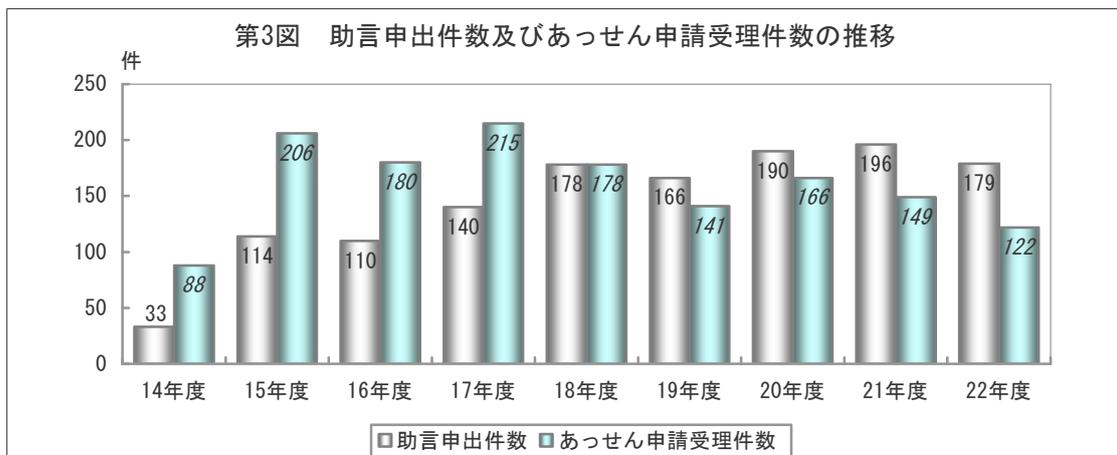
第1表

相談の内容	件数	前年度比
解雇	1,659	△32.1%
労働条件の引き下げ	835	△36.0%
配置転換等	265	9.5%
退職勧奨	556	1.3%
雇止め	433	22.7%
自己都合退職	364	△30.8%
その他の労働条件	815	△38.3%
いじめ・嫌がらせ	996	△25.6%
その他	1,141	△17.6%

※ 内訳が複数にまたがる事案があるため、相談件数とは一致しない。

2 労働局長による助言及び紛争調整委員会によるあっせんの受付状況

平成22年度の当該制度に係る助言申出件数は179件で、前年度比で17件（△8.7%）の減少であった。あっせん申請受理件数は122件で、前年度比で27件（△18.1%）の減少であった。（第3図）



3 労働局長による助言の主な内容

(1) 助言の申出の主な内容は、解雇に関するものが最も多く36件（18.9%）、いじめ・嫌がらせが32件（16.8%）、その他の労働条件が16件（8.4%）と続いている。前年度比で減少の中、自己都合退職、その他の労働条件、雇止めに関するものが増加した。（第4図、第2表）

(2) 申出人は、労働者が178件（99.4%）と大半を占め、事業主は1件であった。

労働者の就労状況については、正社員が101人（56.7%）で最も多く、パート・アルバイトが34人（19.1%）、期間契約社員が23人（12.9%）、派遣労働者が12人（6.7%）となっている。前年度と比較すると、正社員の割合が若干増加した（前年度54.6%）。